

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年2月28日(金)
2. 時 間 午前10時～11時10分
3. 場 所 市長公室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長
5. 事務局 中村健康福祉センター所長、健康管理課 石原課長
地域保健課 須田課長・吉川主幹、広報課 河村課長
危機管理課 半田課長・齊藤主幹

これまでは、新型コロナウイルス感染症対策会議として感染拡大防止対策を推進してきたが、感染の常態化及び市民などへの影響を考慮し、危機管理指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。対策本部長は市長、副本部長は副市長、危機管理監となることでした承された。

田中市長より、「昨日急遽総理から要請が発表された。慌てずにやることをきちんとやっていくことが大事なのでよろしく願います。また学校の休業に合わせて、準じて対応を考えていかなければと思うのでよろしく願います。感染者が拡大しないことが第一の目的なので、うつらない、うつさないということを胸に、よろしく願います。」との話があった。

6. 議事概要

(1) 小・中学校の臨時休業の要請に対する対応について

小・中学校の方針について

- ①県の対応に合わせ、3月2日(月)から春休み開始までの間、全ての小・中学校を臨時休業とする。ただし、子供が自宅で一人で過ごすことができない場合は、受け入れ先がない児童を在籍する学校が受け入れる。
- ②子供たちが休業期間中に不要不急の外出をしないよう指導する。

学童保育室の対応について

- ①小学校の休業期間中、1日保育を実施する。
- ②支援員の配置の調整に努め、人員が不足する場合は、12時30分までは小学校での対応を行うこととし、具体的事項はこども支援部と教育部で協議していく。

- ③児童の健康面について小学校の養護教諭と連携協力する。
- ④消毒液（職員向け）について、健康福祉センターの在庫をできる範囲で配慮していく。
- ⑤支援員の時間外勤務手当について第6号補正での対応を想定する。

※小・中学校の休業期間中は、公共施設においても児童生徒の受け入れを行わない。

(2) その他

- ①児童生徒が参加する市の事業は中止とする。（児童生徒を除いて実施する場合は可）
- ②開設している公共施設であっても、児童生徒の入館は断り、自宅へ返す。
- ③施設の休止判断状況
 - ・老人福祉センター 3/2～3/16 休所
 - ・元気キッズ 3/2～春休みまで 臨時休園
 - ・健康福祉センタートレーニング室3/15 まで休所（検討中）
 - ・児童センター 3/26 まで休館
 - ・教育センターひばり教室等 3/26 まで休止
 - ・就労支援事業 3/26 まで休止
- ④公共施設のキャンセル料については、自粛要請により使用を中止したものは返金する。
- ⑤職員の休暇の扱いについては、子の看護5日間、あとは年次有給休暇。その後は看護による欠勤など現状制度で今後検討する。
- ⑥各職場での対応については、職員の毎日の健康観察の実施や窓口の消毒等は各部で出来る範囲で実施することとする。
- ⑦3/15号広報では、3/5現在の内容で、コロナウイルス関連の特別の内容を準備する。変更もあり得ることを付記する。危機管理課まで連絡（掲示板で周知）。
- ⑧県民サポートセンターが3/1から開設される。3/5 9時以降は24時間体制 0570-783-770 正式な通知が届いた時点で掲示板で周知する。
- ⑨審議会等の傍聴者については、開催する以上、制限しない。（状況により開催自体の中止の選択はあり得る）

今後、対策本部会議は、必要に応じて逐次開催する。